

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 23 日現在

機関番号：32652

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530514

研究課題名（和文） 現代的多元主義状況下における社会と〈性別制度〉の関係についての規範理論的研究

研究課題名（英文） The Right Place of Sex in a Pluralist Society: A Normative-Theoretical Inquiry

研究代表者

金野 美奈子 (KONNO MINAKO)

東京女子大学・現代教養学部・准教授

研究者番号：20346232

研究成果の概要（和文）：多様な価値観をもつ人々からなる政治社会の構想において、「性別」はどのように位置づけられるべきか。本研究はこの課題について、ジョン・ロールズの政治的リベラリズムの構想を手掛かりとする、解答の試みを提示した。政治的リベラリズムに関して、従来、問題とされてきた側面を彫琢した上で、あるべき性別の意味が論争されてきた「雇用における反差別の論理」、「オルタナティブな家族の包摂」、「政治的代表と性別の意味」の3つの具体的課題に即し、公共性をめざす議論構築を行った。

研究成果の概要（英文）：How should we understand the right place of sex in pluralist normative social theorizing? This study attempts to answer this question by constructing a public social vision built on John Rawls's political liberalism. Reconstructing and extending Rawls's theory, it presents public reason regarding controversial issues in concrete social-institutional settings: the logic of workplace anti-discrimination, alternative family forms, and the right place of sex in political representation.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	400,000	120,000	520,000
2012年度	300,000	90,000	390,000
年度			
年度			
総計	1,200,000	360,000	1,560,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会学

キーワード：社会哲学・社会思想、制度・構造・社会変動、政治・権力・国家、家族・親族・人口、産業・労働・余暇、ジェンダー・世代、差別・排除

1. 研究開始当初の背景

現代的な状況の下での社会と〈性別制度〉（性別をめぐる意味世界を核とする広義の社会制度一般）とのあるべき関係に関するまとまった研究は、従来の規範理論研究やジェンダー研究においてはかならずしも十分になされてこなかった。この問題にもっとも関連す

る研究を生み出してきた政治哲学・公共哲学の領域でも、現代の状況に適切に応用できる具体性を備えた議論は少ない。社会政策学などを中心とする実践的社会科学は、わが国でも男女共同参画のスローガンの下での諸政策のバックボーンとなってきたが、それらを総合的・批判的に評価しさらに発展させるため

の規範理論的枠組みの整備は、依然として課題となっている。とりわけ、性別間の関係性を問う従来型のビジョンに加え、現代的な多元主義状況（ライフスタイルの多様化や文化多元主義など）における性別の意味そのものの多様性を視野に入れた新たなビジョン構築は、喫緊の課題である。

現代的な多元主義状況に照らしてみた場合、男女共同参画のスローガンの下での昨今のビジョンや政策には、ただちに公共的なものとするには必ずしも適切と言えない前提が盛り込まれているなど、公共性の観点からみて未だ吟味の不十分な部分がある。そのような吟味をアドホックなものに終わらせないためには、考察の理論的バックボーンとなりうる新たな社会構想が不可欠である。

2. 研究の目的

以上のような学術的・社会的背景に鑑み、本研究は〈性別制度〉と社会との望ましい関係について現代にふさわしいビジョンを構想することを目的とした。

具体的には、次の2つの課題を設定した。

(1) 一般的規範的社会構想における性別制度の位置づけに関するメタレベルの考察

社会における性別の意味のあり方については、従来、なるべく性別が意味を持たない世界を理想とするミニマリズム的社会像、ある特定の意味が社会を広汎に秩序づける社会像などが対立してきた。これに対して、性別とは何かという問題に関する研究代表者のこれまでの研究の知見を踏まえ、性別に関する多様な世界観の存在を認めながら、よりよい共同性を実現しうる社会像を探求することが、本研究の第一の目的である。

(2) 個別社会領域における諸問題に即した制度構想の案出

規範理論が現実の社会に働きかけうるものであるためには、抽象度の高い理論にとどまらず、個別具体的な社会領域における論点に即して、理論的立場を具現化した議論を積極的に構築していく必要がある。個別社会領域における諸問題としては、当初計画では「政治的決定（代表）における性別の意味」と、「雇用における反差別」の問題を取り上げることとしたが、研究を進める過程で、家族という重要な領域をめぐる問題である「オルタナティブな家族の包摂」の問題を新たに考察対象とし、合わせて3つの具体的な論点について考察することを目的とした。

3. 研究の方法

全体的な理論枠組みとしては、現代社会の多元主義状況の問題に多元主義的な政治社会構想で応えようとしたジョン・ロールズの理論を手掛かりとした。社会制度の個別領域に関する具体的課題に関しては、関連の先行研究を幅広く検討しつつ考察した。

考察の方法としては、まず、ロールズ理論、とくに政治的リベラリズムの構図について具体的解明を行った。ロールズの政治的リベラリズムについては、『正義論』で提示された立場との異同を含めて広範な議論の対象となってきたが、未解決の論点も多い。ロールズ理論に対するこれまでの批判を含めて検討し、そこでの論点をあらためてロールズ自身のテキストに立ち戻って検討することで、さらに明確化、彫琢されるべき論点を確認し、考察を行った。とくに、本研究にとって重要性の高いフェミニズムからの公私二元論批判の論理を精査し、再構成されたロールズ理論が批判に対してどのように応答しうるかを検討した。

個別領域の論点に関しては、関連の先行研究は社会学、政治学、法学、経済学を始め、学際的な広がりをもつ。まず、これらの関連研究を広く検討し、そこでの理論的前提を抽出した。従来議論がかならずしも公共的な議論の構築に成功してこなかった要因を考察した上で、多様な世界観をもつ人々の間で共有されうる、公共的理性に即した議論構築を試みた。

4. 研究成果

政治的リベラリズムに関して、従来、問題とされてきた側面をさらに彫琢した上で、あるべき性別の意味が論争されてきた「雇用における反差別の論理」、「オルタナティブな家族の包摂」、「政治的決定と性別の意味」の3つの具体的課題に即し、公共性をめざす議論構築を行った。

(1) ロールズによる「政治的リベラリズム」の構図の解明

本研究にとって理論的出発点であるジョン・ロールズの政治的リベラリズムの構想、及びその中心的な理念である「公共的理性」について批判的な検討を行い、ロールズの政治的リベラリズムは多元主義の下での社会秩序構想の探求という哲学的リベラリズムの企図を引き継ぎながらも、社会学的規範理論にとっての参照点となりうる重要な枠組みを提供していることを明らかにした。得られた主な知見は以下の通りである。

①[社会学的規範理論としてのロールズ理論]ロールズの社会構想において、政治は共同性を実現する場のひとつと位置づけられ、既存の意味世界を前提にしつつそれを超えて不断に創発されていく規範的意味世界として位置づけられる。ロールズはまた自ら、そのような意味世界探求の試みを提示した。

ロールズの構想は、とくに次の2つの理由から、社会学的構想と呼ぶ。第1に、多元的社会における社会的共通構想にかかわる政治(公共性)という領域が、たんに中立性など手続き的価値の領域としてではなく、一定の「われわれ」の視点から「われわれの目指す理念」とみなされうるような具体的な理念(「フェアな社会的協働」、「自由で平等な市民」)を統制的理念とし、またこれらの理念を具現化したものでもある、望ましい社会像の一部分として構想されている点である。第2に、多元的な包括的教義(個々人の多様な生き方を支える個別世界観)の間でフェアな社会構想の共有(「重なり合う合意」)の焦点となりうる政治的理念を、現実の社会においてすでに理念としてなにがしかの位置を(潜在的なものであれ)占めている諸価値の中から選びとられ、提示されるものとして明示的に位置づける点である。

ロールズによれば、規範理論はこのようにわれわれの政治文化に潜在する「理念を基盤とする」ことで、われわれ自身に対する規範的アピール力をもちうるものになる。それは、ロールズが描く規範的社会で育つ(構想上の)市民たちが正義の政治的ビジョンを自らのものとしていく過程で、正義の政治的ビジョンが望ましいものとして市民たちにアピールし、そこに示された理念に対する〈理念依存的願望 ideal-dependent desire〉を喚起する力であり、また、ロールズ理論に接する(現実の)われわれに対して、ロールズ理論が規範的にアピールする力でもある。

②[多元主義の深化と重なり合う合意]ロールズ理論を扱った先行研究では、これまで、公共性を志向した正義の原理に注目が集まってきた。しかし、ロールズの『正義論』から『政治的リベラリズム』への展開にとって重要だったのはむしろ、いかにして真摯な〈重なりあう合意〉が可能であるかという問題、つまり、各市民においていかにして、その包括的世界観のいわば内側から、正義のビジョンが支持されうるかという問題である。

ロールズは、『正義論』第三部において各人の善の観念がその個人の内側で正義の原

理を支持する機制を(理由のバランス)として描いた。すなわち、正義の原理を支持する理由と支持しない理由との比較考量の結果、前者の重みが後者の重みを上回る状態である。しかし、ロールズは、人々が正義の原理を支持する理由として自身が『正義論』で提示した理由は、真に多様な価値観をもつ人々には共通に支持されえないものであることに気づく。そこで『政治的リベラリズム』においては、人々が正義のビジョンを支持する理由となる価値として〈政治的価値〉を置いた。そうすることで、多様な世界観を生きる人々が、たんに市民としての視点からではなくそれぞれの世界観の内側からも、正義のビジョンを支持しうると考えられるからである。

個々人が正義のビジョンをどのようにして真摯に支持するかに関する、ロールズのこのような理解は、フェミニズムからの公私二元論批判に対する応答(後述)の基盤となるという意味でも重要である。

③[公共的理性]公共的理性は、多様な世界観を生きる人々が基本的な制度のあり方を定める営みに共同で(代表を通じて)参画する際、〈政治的価値〉に基づいて議論することを求める。それは、決定が公共性に沿ったものであるための条件を満たすような議論のしかたであり、また、そのような議論の内実でもある。それは、社会の基本的制度のあり方が定められる際、個々の市民が他の市民に対して呼びかける際にしたがわれるべき制約であり、そこには〈相互性 reciprocity〉の規範的要請が具体化されている。

ロールズ自身による説明が曖昧なこともあり、公共的理性の制約が及ぶ範囲については先行研究でも議論の対象になってきた。とりわけ、議員でも議員候補者でもない、一般市民と公共的理性との関係について、先行研究の見解は一致していないが、ロールズが指し示そうとした構図は、次のように考えることで理解できる。公共的理性の制約とは、人々が市民として他の市民に対する呼びかけを指向する際にしたがわれるべき制約である。議会の構成員はこのような制約に服することが制度的に期待される存在であるが、一般市民もまた、市民として他の市民に向けて議論を提示し、他の市民によって提示された議論を評価しようと指向するがぎり、公共的理性の制約にしたがうことが期待される。この意味での公共的理性の空間は、各人がひとりの市民として、公共的理性の制約に服す議論を行うたびに、(少なくともそのような

人々の意味世界の中に) 出現する空間であり、そのような議論が広くなされることで、社会空間としてのリアリティを増していくような空間である。

政治的リベラリズムの構図において、公正な協働としての社会と自由かつ平等な市民は、最終的に公共的理性にしたがう共同の営みによって実現し、また、相互に結び付けられる。

(2) 公私二元論批判への応答

公正な社会の構想と性別の問題を考察するにあたり、リベラリズムの「公私二元論」の構図に対してフェミニズムの立場から向けられてきた批判に適切に応答することは不可欠である。本研究は、政治的リベラリズムが批判に適切に対処する方途を備えていることを示した。

たしかに、政治的リベラリズムは公私二元論の構図をいっそう押し進めるものだという批判には一定の理がある。包括的リベラリズムが、多様な世界観を前提とした社会の構想の基礎に、包括的世界観としてのリベラリズムを置くのに対して、政治的リベラリズムは、包括的世界観の領域における非リベラルな世界観の存在を認めた上で、政治社会としての一定の共同性の構築をめざすものだからである。

この問題がとりわけ鮮明になるのが、家族をめぐる議論である。ロールズは、家族は公共的理性の対象となる社会の基本構造の一部であって、制度としての家族は公共的理性の対象であるが、個々の家族のあり方には正義の原理は直接適用されないとした。リベラルフェミニズムの立場からはロールズのこのような立場を不徹底とする批判もなされてきたが、原理の適用のしかたによって公共の領域と非公共の領域とを区分することは、包括的世界観の多様性を擁護しつつ、公正な社会的協働のビジョンを提示しようとする政治的リベラリズムにとって不可欠の前提である。

しかしながら、制度レベルの構想だけでは望ましい社会の構想として不十分ではないかというフェミニズムからの批判には、傾聴すべき論点が含まれており、実際、政治的リベラリズムにはそのような批判に応答する用意がある。私たちは多様な包括的世界観を生きる個人であると同時に、〈自由で平等な市民〉でもあるという理念である。

この点は、重なりあう合意の前提でもある、正義のビジョンを支持することによる包括的世界観の変容にかかわる。自他を自由で平

等な市民でもあると理解する個々人は、公共の領域においてはもちろん、非公共の領域においても、そのような理解を不可能とする状況に対して、正義のビジョンと両立しうるものへと変容を迫ることになるからである。ただし、どのような状況が「われわれは互いに自由で平等な市民である」という理解と両立しないものと判断されるかは、究極的には個々人ごとに異なる。個々人に求められるのは、正義のビジョンの統制的理念である自由で平等な市民という自己理解と、自らの包括的世界観を含めた状況とが両立可能なものであるかをそのつど判断し、両立可能でないと判断された場合には包括的世界観自体の変更を含めて状況を変えるよう働きかけることである。これは、最終的には個人レベルで果たされるべき、市民としての義務の重要な一構成要素と位置づけられる。

自他を同じように自由で平等な市民と理解する他の市民の存在と、それを確認する契機でもある公共的理性の営みは、個々人がこのような義務を果たしていく際に、強力な後押しとなる。

(3) 雇用における反差別の論理

ロールズによる公正な機会の原理(第2原理の1)についての考察を出発点に、ロールズ理論全体の枠組みとより整合的な概念化について検討するとともに、公共的理性としての反差別の論理構築を行った。

〈意味としての性別〉の観点からは、従来の雇用機会均等法制等で用いられてきた反差別の論理は、その正当な意図にもかかわらず、公共性という点で問題点が少なくない。性別の意味の多様性に対してより開かれ、かつ、公正な政治社会の構築の観点からみて適切な論理は、民主主義的な政治社会が必要とする〈民主的平等〉という政治的価値に依拠することで得られる。

民主的平等の観点とは、市民としての視点と多様な包括的世界観を生きる個人としての視点を峻別し、前者の視点から平等の意味を構築する観点である。ロールズ自身、その理論を導く理念として、たんなる自由主義的平等ではなく、適切な機会の確保を含む民主的平等の理念を挙げているが、ロールズの実際の議論は、雇用における平等を能力的・社会的平等の問題と同様の機会分配の問題と位置づけてしまっているために、雇用という場における市民間の相互作用としての〈差別的取扱い〉の問題をかならずしも適切に位置づけられていない。

ロールズを超えて民主的平等の観点を彫

琢することにより、従来の雇用機会均等法制などが「性による差別」と名指してきた問題を、〈特定の包括的世界観による侮蔑的取り扱い〉および〈適切な機会の欠如〉という、2つの問題として再構成することができる。公共の制度がめざすべき目的を、特定の包括的世界観による侮蔑的取扱いの禁止および適切な機会の確保と理解することで、平等な市民関係である政治社会として必要な制約を設けながら、個々の雇用の場においては多様な性別観が追及され、表現される自由な社会空間を確保することができる。

(4) オルタナティブな家族の包摂

別氏婚や同性婚など、オルタナティブな家族の包摂をめぐる議論状況を踏まえ、リベラルな擁護と伝統的家族主義による批判との相克を乗り越える観点から、オルタナティブな家族形態を制度的に包摂する公共的理性の論理を提案した。

オルタナティブな家族については、従来、リベラルな立場からの個人主義、平等主義、ないし多様性擁護論と、家族制度そのものの弱体化を危惧する伝統的家族主義による反対論とが対立してきた。これらの議論に対して、公共的理性は、家族という制度が担うべき政治的価値に着目する。

家族制度が担うべきおもな政治的価値として考えられるのは、成人間関係としての家族の面では〈人格的ケア関係の実現〉、未成年の子どもを含む親子関係ないし養育者―被養育者関係としての家族の面では〈(将来の市民としての)子どもの適切な養育〉である。オルタナティブな家族のあり方は、これらの価値に即して評価される必要がある。

別氏婚に関しては、おもに人格権の一種としての氏名権の概念に依拠するリベラルな立場と、別氏婚が家族という制度自体の弱体化につながるとする伝統的家族主義の立場が対立してきた。公共的理性の観点からは、公的氏名の意味の問題を個々にゆだねると同時に、人格的インテグリティにとって公的氏名の一貫性を不可欠とみなす人々にとっても、よりよい人格的ケア関係が制度的に支えられるという多元主義的理解によって、別氏婚を包摂する議論を構築することができる。このような公共的理由が広く共有されることによって、子どもの養育環境としての意味も変わることになる。

同性婚に関しても基本的に同様に考えることができる。とくに問題とされてきたのが、子どもの養育環境としての面であるが、政治社会の関心が「適切な」養育環境の保障にあ

る点を踏まえれば、子どもが将来の市民として養育されるのに最小限必要な環境が整えられることが重要であり、それ以上の点に関してさまざまな家族形態がどのような利点・欠点をもつかの判断は、個々にゆだねることができる。同性婚の包摂の場合はまた、それがとくに婚姻と再生産との結びつきを弱めるものであるという点に、別途社会的配慮が必要になる。

(5) 政治的代表と性別の意味

政治的代表的性別構成に関する議論をとりあげ、これまでクォータ制などの主張の主な根拠とされてきた記述的代表的概念を中心に、公共的理性の観点からみたその問題点を検討し、政治的代表的という理念をよりよく体現する代表的観念と性別の意味との望ましい関係は、個別の包括的意味世界とは異なるものとしての政治的(公共的)意味世界の創出という観点から理解されるべきことを示した。

政治的代表的性別に人々がどのように意味付与するかは多様であり、記述的代表的概念は、〈代表されるものとしての女性〉をどう位置づけるかという観点からも、〈代表するものとしての女性〉をどう位置づけるかという観点からも、公共性をめざす議論としては理論的困難が大きい。パリティの論理も、記述的代表的概念の一変種であるという面では記述的代表的概念と同じ困難を抱えると同時に、〈性的二型性〉の概念自体に〈性的差異〉の意味付けを排除する要素がないこと、また、性別の分布状態そのものはそれに対する特定の意味付けをなんら保障しないことから、提唱者が意図したとおりの理論としてのインテグリティが、必ずしも確保されないという問題がある。

政治的代表的という制度が担うべき政治的価値とは、自由で平等な市民による公正な協働という社会像に反する現状を同定し、現状に働きかけうる意味世界上の〈距離〉を、人々のなかに生み出し、維持していく過程を支援することにあると考えられる。政治的代表的制度のあるべき姿として、政治的(公共的)意味空間と包括的意味空間とを一致させようとする制度ではなく、包括的意味空間とは区別された政治的意味空間を積極的に創出していくような制度を構想すべきである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕（計 1 件）

① Konno Minako, 2010.7.14, “Multiple Visions of Gender Equality,” XVII ISA World Congress of Sociology, International Sociological Association, Svenska Massen, Sweden

〔図書〕（計 2 件）

① 金野美奈子, 2012, 「開かれた共同性と政治的リベラリズム——政治的代表における性別の意味」米村千代・数土直紀編『社会学を問う——規範・理論・実証の緊張関係』（勁草書房）, pp.51-65.

② 金野美奈子, 2010, 「労働における自由とジェンダー」佐藤俊樹編『労働——働くことの自由と制度』（岩波書店）, pp.134-149.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金野 美奈子 (KONNO MINAKO)
東京女子大学・現代教養学部・准教授
研究者番号：20346232